

久留米市成年後見センター便り⑧

市成年後見センターでは、成年後見制度に関する専門的な相談に応じられるよう、毎週木曜日に弁護士相談を行っています。事前に予約のうえ、お気軽にご相談ください。

市成年後見センター弁護士が、成年後見制度に関する疑問にシリーズで答えていきます。

家庭裁判所から選任された成年後見人等に支払う報酬について教えてください

Q. 財産管理や身上監護を行う成年後見人等には、報酬を支払わなくてはならないと聞きました。成年後見人等に支払う報酬額の目安はだいたいどれくらいで、誰が決めるのですか？

A. 成年後見人等は、被後見人等の身上監護や財産管理を行った状況報告を家庭裁判所に年に1回の定期報告をしなければなりません。成年後見人等は、後見事務を行ったことへの報酬請求として、家庭裁判所へ報酬付与を申立てることができます。その申立てにより、家庭裁判所が審判で報酬額を決定します。成年後見人等は、審判に基づいて被後見人等の財産の中から報酬を受け取ります。

報酬額は、被後見人等の財産額や行った後見事務の内容などによって異なります。

一部の裁判所が公表している報酬額の目安では、通常の後見事務を行った場合は月額2万円程度、事務内容に特別困難な事情があった場合は相当額の報酬が付与されることもあるなどとされています。

また、被後見人等の経済的な理由により、後見人等へ報酬を支払えない場合、市区町村によっては「成年後見制度利用支援事業」として、費用の全部または一部を助成する事業を行っています。

相談時間 月曜～金曜 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)
相談は無料です。
※弁護士相談は予約が必要です。

【問合わせ】 市成年後見センター (市社会福祉協議会内)
TEL 0942・30・2732
FAX 0942・34・3090

今回の担当弁護士

せいすい
青翠法律事務所
宮崎 智美 弁護士



クラブ活動への参加者を募集しています

～みんなで一緒に楽しい趣味の時間を過ごしましょう～

市総合福祉会館を利用して、多くの方々が趣味や健康づくりを楽しんでいます。気軽に参加してみたいかたがでしょうか。きっと新しい発見や体験が待っています。

一度見学をしてみたい体験参加してみたい、などのご希望やご不明点があれば、各クラブの連絡先までお尋ね下さい。



フレッシュ体操の様子

クラブ名	代表者	連絡先	クラブ名	代表者	連絡先
将棋同好会	濱中	21・3208	ジョイナスクラブ表装会	吉田	090・3985・4994
日本舞踊(貴山流観京翁の会)	古賀	89・5892	ひまわり社交ダンス	竹上	090・9407・2278
ダンスサークル(ふれ愛)	小川	38・8799	折り紙教室	関根	32・9185
いきいきクラブ	会館事務所	38・9288	洋裁クラブ	堀井	22・2928
レジンフラワークラブ	入船	34・6930	日本画クラブ	松原	34・3588
手芸クラブ	本田	34・2582	コスモス社交ダンス	宮崎	27・0858
フレッシュ体操	高窪	090・8409・6687	健康フラダンス(つつじ会)	緒方	43・7549
リフレッシュヨガ	池上	33・2055	水彩画クラブ	原武	35・3576
太極拳クラブ	竹中	38・2974	さざんか(卓球)	小材	34・0871

(敬称略)

【問合わせ】市総合福祉会館(久留米市長門石1丁目1-32) TEL 0942・38・9288 FAX 0942・38・9289

この広報紙は、共同募金の配分を受けて作成したものです。